

納める月（納期）

岡山市では、原則として毎年4月・7月・9月・12月の4回です。令和6年度は、4月30日（火）、7月31日（水）、9月30日（月）、12月25日（水）が納期限になります。

* 都市計画税（P29）についても同様です。

口座振替

固定資産税・都市計画税は便利な口座振替により納めることができます。金融機関や市役所へ納税に行く手間が省けるうえ、現金等を持ち歩く必要がなく安全です。

口座振替は、スマートフォンやパソコンを利用して、インターネットからお手続きできます。納税通知書と預貯金通帳をご用意のうえ、岡山市ホームページからお申し込みください。

【URL】 <https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000041180.html>

金融機関でお申し込みの場合は、納税通知書と預貯金通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、口座振替ができる金融機関の店舗窓口（岡山市内の支店等）にお越しください。岡山市外の支店等にお越しの場合は、事前に収納課口座振替担当（P35参照）までご連絡ください。「口座振替納付依頼書」をお送りします。

* 口座振替を利用されている方で、口座名義人が死亡された時や持分・名義など登記に変更があった時、または、『現所有者に関する申告書』を提出された時など、口座振替の手続きが新たに必要場合がありますので、ご注意ください。

口座振替についてのお問い合わせは、
収納課口座振替担当（P35参照）へお願いします。

縦覧と審査の申出

毎年、原則として、4月1日から4月20日、または、当該年度の最初の納期限のいずれか遅い日以後の日までの間、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

〔令和6年度については、4月1日（月）～4月30日（火）〕

縦覧とは、自己資産の評価が適正であるかどうかを判断できるようにするため、自己の資産と他の資産との価格（評価額）を比較できる制度です。

土地または家屋について、評価額に不服のある場合は、評価替えの年（基準年度）に、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

なお、据え置き年度である第2・3年度において、評価額に対する審査の申出をすることはできません。

ただし、土地の地目変更・家屋の新築や増築などがあった場合及び地価の下落修正に関することについては、第2・3年度においても審査の申出ができます（令和6年度は基準年度にあたります）。

審査の申出ができる期間は、縦覧期間の初日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間です。

詳細については、税制課（P35参照）にお問い合わせください。

お知らせ

* 縦覧制度については、毎年、市広報紙「市民のひろば おかやま」や市ホームページなどでお知らせしています。

* 岡山市では、納税通知書に課税明細書（評価額・面積・税額などを記載）を添付していますので、ご確認ください。

〈縦覧の概要〉

場 所

各区市税事務所、各支所及び各地域センター（富山・福浜地域センターを除きます）

- * 各支所では支所管内の物件のみ、各地域センターでは旧支所管内の物件のみ縦覧できます。

日 時

4月1日（月）～4月30日（火）の午前8時30分～午後5時15分

- * 土曜日・日曜日・祝日を除きます。

縦覧できる人

- ① 納税者
- ② 納税者と同一世帯の親族
 - * 住所が同じでも、住民票上の世帯が別の場合は、委任状が必要です。
- ③ 納税管理人
- ④ 納税者の委任を受けた人（委任状が必要です）
- ⑤ 法人の場合は、その資産を管理する職にある人

縦覧に必要なもの

本人と確認できるもの

- ・運転免許証
- ・健康保険証
- ・納税通知書（過年度のものも可）
- ・マイナンバー（個人番号）カード
など

都市計画税

都市計画税とは

都市計画事業に要する費用の一部を負担していただくための**目的税**です。主な用途は、土地区画整理事業、街路整備事業、下水道整備事業、公園緑地事業などです。

税率

都市計画税の税率は、**0.3%**です。

納税義務者

毎年1月1日現在において、都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有する人です。

課税標準額

都市計画税の課税標準額は、固定資産税の評価額に基づいて決定されます。

なお、土地に対する都市計画税の課税標準額についても、次のように調整措置がとられています。

- ① 住宅用地に対する課税標準の特例措置
(小規模住宅用地は評価額の1/3、一般住宅用地は2/3に減額)
- ② 農地に対する課税標準の特例措置
(市街化区域内の農地は評価額の2/3に減額)
- ③ 固定資産税と同様に、なだらかな負担調整措置

* 新築住宅にかかる減額措置の適用はありません。